

意匠権の要部認定の為の公知意匠の参酌の範囲について

弁護士法人関西法律特許事務所
知的財産法研究会 弁護士 村林 隆一
弁護士 井上 裕史

大阪高判平成25年10月10日（平成25年（ネ）第1136号）
原審：大阪地判平成24年3月7日（平成24年（ワ）第4224号）
（いずれも裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

本論稿では、意匠権の要部を認定する為に参酌され得る公知意匠の範囲について考察する。

第1. 事案の概要と判示

1. 事案の概要（概略）

本件は、「遊技台の台間仕切り板」についての意匠権（本件意匠権）を有するパチンコ遊技機の取付工事等を目的とする原告らが、同様に遊技台の台間仕切り板である被告商品を販売する被告らに対し、差止等及び損害賠償を求めた事案である。裁判における争点は、被告商品の意匠が、本件意匠権にかかる意匠（本件意匠）と類似するかである。

(1) 本件意匠権

原告会社の代表者が有している意匠権は下記のとおりである。なお、原告会社は、意匠権者から独占的通常実施権の設定を受けている。

登録番号	第1306566号
出願日	平成18年5月8日
登録日	平成19年6月29日
意匠に係る物品	遊技台の台間仕切り板